

○近藤 博議員 皆さん、おはようございます。創政会の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

まずもって、私的なことなのですが、歯の治療を今しているもので、ちょっと聞き苦しいところもあるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

それでは、通告書に従いまして質問いたします。

愛媛県立今治病院の移転・新築についてであります。答弁をよろしくお願いいたします。

愛媛県立今治病院は今治市の医療の中核を担う重要な医療機関であり、移転・新築は今治市民の切実な願いであります。

現在の愛媛県立今治病院は、病床数が270床、全23科の診療科を開設し、救急医療、小児医療の中核を担うとともに、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院、へき地医療拠点病院など、今治圏域内で唯一の機能を有しております。診療実績は、令和5年度で1日平均入院患者数が150人、外来患者数は490人、年間手術件数が1,900件、分娩件数は370件と、今治圏域の地域医療の拠点として、市民にとってはなくてはならない施設となっております。

しかし、建物は昭和58年の建築から42年が経過し、設備の老朽化が進み、耐震強度にも乏しく、また災害拠点病院としてのヘリポートがないなどのいろいろな課題も生じております。

令和5年11月24日に愛媛県から愛媛県立今治病院老朽化対策基本計画が発表され、病院の移転・新築候補地としてしまなみの杜が妥当であるとの整備方針が示され、令和6年3月25日に愛媛県と締結した覚書で、市有地と現病院土地の交換や、市有地の無償貸与、現在の病院建物の有効活用、新病院への公共交通機関アクセス改善、新病院周辺の関連施設としての市有地の活用など、多方面での協力も盛り込まれております。

そこでお尋ねいたします。

1番目、市としては、この覚書に加え、早期の移転・新築に向けてどのような具体的な協力、取組を考えているのか、今後の進め方をお伺いいたします。

昨今の建築費の高騰に加え、医師・看護師不足、患者数の減少、特に救急医療や周産期医療病院にはコストがかかる上、病院の経営悪化等の理由により、愛媛県の令和7年度当初予算には愛媛県立今治病院の予算が計上されませんでした。新築、移転を待ち望んでいた市民からは、先行きを不安視する声が多く寄せられ、こういった市民の声を受け、市長は今年5月に、今治市医師会会長と共に愛媛県知事を訪問し、救急医療の維持が困難な状況にあることや、産婦人科が今治市内で1か所しかないことなど、今治圏域の医療の危機的な状況を訴え、一日も早い工事の着工を強く要望してくださいました。結果、愛媛県は6月補正で予算を計上すると発表されました。大変喜ばしいことであります。本市の悲願である新築整備に向け大きな一歩となり、また本市の医療提供体制の充実に大きく前進したことを心強く感じております。

しかし、計画の一部見直しで、約20億円のコスト削減や、開院時期が2030年以降にずれ込み、病床数も240床から215床に縮小される方針も示されております。

そこでお尋ねいたします。

2 番目、救急病棟、周産期病棟の減少等、病床数の縮小に一抹の不安を感じておりますが、市としての見解をお尋ねいたします。

今治市は、今治市医師会と連携して、再編方針に意見を反映し、地域医療の受皿としての責任を果たすため、愛媛県との協議において積極的かつ具体的な役割を果たしてくれております。私の地元である近見地区の住民の方からも、徳永市長はよく頑張ってくれているとの声を聞きます。市長をはじめ関係者の皆様には大変感謝しております。

一方で、今治市内の救急病院が 1 か所廃止するという話も聞いております。一日も早い移転・新築により、誰もが安心して暮らせる今治市にしていきたいと願っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、今治市の高齢者人口の推移と介護ニーズについてお伺いいたします。

2024年に生まれた子供の数は68万6,061人、統計を取り始めて以来初めて70万人を割り込んだと大きく報道されました。

一方、高齢化率は年々上昇しておりますが、こういった社会背景の中で安心して老いることができるまちの実現は、今後の市政における課題の一つであります。高齢者が安心して日常生活を送るためには、医療、介護、生活支援を含めた総合的な福祉体制が必要であります。

そこでお伺いいたします。

1 番目、今治市の高齢者人口の推移予測とそれに伴う介護ニーズの変化について、市としてどのように把握、分析しているのかお伺いいたします。

次に、2 番目、介護施設の供給状況と今後の整備方針についてお尋ねいたします。

現在、今治市内の特別養護老人ホームやグループホームなどの定員数と待機者数はどの程度なのか、また将来的な施設整備の方針があればお伺いいたします。

次に、3 番目、在宅介護支援策と家族介護者への支援対策についてお伺いいたします。

在宅での介護は、本人の希望を尊重できる反面、介護する家族の心身の負担は大きく、共倒れを防ぐためにも家族介護者の支援体制の整備が不可欠であります。

家族の相談窓口、レスパイトの提供状況はどうかお伺いいたします。

次に、4 番目、介護人材の確保対策についてお伺いいたします。

介護職員の人材不足は全国的な課題ですが、今治市でも深刻化していると聞いております。介護の質を維持する上でも喫緊の対応が求められております。市として人材確保・定着支援への取組状況と今後の方針をお尋ねいたします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護施設の機能強化、人材確保、さらには地域で支え合う体制の充実により、共生のまち今治の実現をお願いしたいと思っております。

次に、物価高騰への取組について質問いたします。

物価高騰が長期化する中、市民の生活をしっかりと支えていくために実施されたいまばり暮らし応援券事業は、全ての市民を対象に、日常生活の根幹をなす食に着目し、誰もが実感できる支援対策として、愛媛県内で先駆けて迅速に展開されました。このことは、市民生活を最優先に考える市長の姿勢の表れであると受け止めております。市民の皆様からも「今治市の対応は早い」「必要なときに必要なものを購入できるおこめ券はありがたい」などといった声が数多く寄せられております。今後も市民生活の安心につなげるために、より効果的な支援策の継続と強化が必要であると感じております。

依然として、家計に大きな影響を及ぼす食料品や光熱費などの価格は高水準にあります。国は令和5年度に創設した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を引き続き交付する方針を示しております。本市においても、交付金を的確に活用し、市民生活の支援を一層強化することが求められております。

そこでお伺いいたします。

1 番目、本市は、物価動向を見据えた生活支援の強化として、いまばり暮らし応援券事業以外に今年度事業としてどのような取組を展開していかれるのかお伺いいたします。

本市における物価高騰支援として、最前線で市民の生活に寄り添う形となったいまばり暮らし応援券事業の実施に深く敬意を表するものでありますとともに、引き続き市民の安心と笑顔を守る市政運営をお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 近藤議員御質問の愛媛県立今治病院の移転・新築について答弁させていただきます。

愛媛県の6月補正予算において、愛媛県立今治病院の移転・新築に関し、事業者の募集・選定を円滑に行うための費用865万円が計上され、あわせて整備事業費218億3,572万円が債務負担行為限度額として設定されることとなりました。

全国的に公立病院の経営環境は非常に厳しくなっており、加えて建設費等も大幅に上昇している中で、今回、愛媛県立今治病院の移転・新築を御決断いただきましたことに対しまして、愛媛県知事をはじめ愛媛県当局に、市民を代表し、心より感謝申し上げます。

現在の今治圏域の医療提供体制は、医師の高齢化や施設の老朽化、看護人材の不足など、数多くの課題を抱えております。特に、今治圏域には中小の医療機関が多く、200床を超える規模の病院は愛媛県立今治病院のみでございます。また、100床以下の医療機関が占める割合は93%と、西条・新居浜圏域の64%と比較しても非常に高い割合となっております。

こうした状況の中で、平成30年度からは、今治市医師会市民病院に週末の24時間、愛媛大学の医療チームの派遣を受けるなどのやりくりをしながら、愛媛県立今治病院を含む8つの病院が懸命に今治圏域の救急医療体制を支えていただいていたところでございますが、さらにこの

8つの病院のうち1つの病院が、本年6月末をもって救急医療体制から離脱せざるを得ないという厳しい事態を迎えることとなりました。

現在、今治市医師会が中心となって、救急医療体制の維持に向けた新たな体制構築を模索していただいております。本市といたしましても全力でこれを後押ししていかねばならないと考えているところでございます。

このような大変厳しい状況の中で、今年度の愛媛県の当初予算に愛媛県立今治病院の整備費用が計上されなかったということで、私自身も大変に危機感を覚えたところであり、去る5月8日に今治市医師会の木本会長と共に、改めて中村知事を訪問させていただき、今治圏域の医療体制の窮状、愛媛県立今治病院の地域医療に果たす役割、愛媛県立今治病院がなくなってしまうのではないかと市民の不安の声などを訴えた上で、愛媛県立今治病院の移転・新築は今治市民の悲願であるということをお伝えさせていただきました。

私たちの切実な訴えに対し、知事は理解を示していただき、今治圏域の地域医療を守るためには、愛媛県立今治病院の早急な整備が必要であるとの判断の下、移転・新築に係る6月補正予算案計上に至ったものと受け止めております。

さて、現在の愛媛県立今治病院がある石井地区が御地元の近藤議員からの御質問のうち、まず、1番目、愛媛県立今治病院の早期移転・新築に向けた、本市としての具体的な協力、取組はどうかというお尋ねについてお答えをさせていただきます。

令和6年3月に愛媛県と今治市が交わした愛媛県立今治病院の移転新築に係る覚書において、愛媛県立今治病院が今治圏域の中核病院として持続的に機能を発揮すること、愛媛県と今治市が連携・協力して、公平・公正かつ円滑に新都市の市有地への移転・新築を実施することといった基本的事項が盛り込まれております。この基本的事項を基に、今治市として協力可能な内容を協議するため、令和7年2月に、県立今治病院移転新築に係る庁内連携会議を設置したところであり、今後、愛媛県の移転・新築の進捗に合わせ、遅滞することなく議論を重ねてまいりたいと考えております。

また、愛媛県立今治病院と地域の医療機関が抱える共通の課題の一つが看護師の確保でございます。

医療関係者からは、看護師の不足のために救急患者を受け入れることが難しくなっている、病床が空いていたとしても入院患者を受け入れることができず、結果として病院経営が苦しくなっているという話も伺っております。

今治市では、こういった課題に対処するため、看護師の確保対策にも既に着手しており、これまでの今治看護専門学校の看護師確保事業に対する補助に加え、令和7年度からは新たな看護師確保事業を開始させていただいております。

具体的には、今治市内の医療機関に就職された新卒の看護師に対し、看護師養成校の授業料の3分の1に相当する額を就職奨励金として5か年に分けて支給する、加えて今治看護専門学

校の卒業生には今治市医師会がさらに3分の1を上乗せすることで、卒業生の今治市内医療機関への就職を後押ししようというものでございます。また、今治市内医療機関への就職を機に本市へ転入される看護師には、引っ越し費用などの一部を助成することといたしました。

こうした看護師確保施策の充実によって、今治市内の医療機関、ひいては愛媛県立今治病院の看護人材の確保を支援し、今治市の医療提供体制の維持を図ろうとする狙いがございます。

このほか、新病院へのバス路線の新設、調剤薬局やスーパーなど病院関連施設の誘致といった側面的な支援、さらには近藤議員も御心配いただいております移転後の愛媛県立今治病院跡の有効活用などにつきましても、40年以上の長きにわたり現在の愛媛県立今治病院をお支えいただいた地元の皆様の御意見も伺いながら、今治市の地域課題としてしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

次に、2番目、病床数の縮小についてでございます。

愛媛県は、当初想定しておりました病床規模240床から25床少ない215床へとダウンサイジングする計画を打ち出しました。ただし、その理由は、単にコスト削減するためといったものではありません。愛媛県として改めて病院の適正規模を検討するに当たって、コロナ禍後の入院患者数の減少を踏まえ、今から10年後、2035年の今治圏域の人口減少や医療需要の推移、地元の医療供給体制などを勘案した上で再設定した病床数182床、うち高度急性期病床15床でございます。このことに、民間の医療提供体制の減少補完分26床や高度急性期機能強化分6床を当初計画どおりしっかりと加えた結果、必要な病床数を215床としたものでございまして、必要な病床数は確保していただいているものと考えておりますし、このことは、今治市医師会も同様な見解でございました。

この上で、先ほども申し上げましたとおり、看護師不足によって病床が空いたままになることがないよう、しっかりと看護師確保に努め、病床稼働率を上げていくことが重要であり、愛媛県と今治市医師会とも連携して、新しい愛媛県立今治病院がその機能を十分発揮できる環境づくりのため、可能な限りの協力を行い、一日も早い新病院の完成を、期待とともに、近藤議員と共に願いたいと思っております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○結田信吾健康福祉部長 近藤議員御質問の、今治市の高齢者人口の推移と介護ニーズについてお答えさせていただきます。

まず、1番目の高齢者人口の推移についてでございます。

65歳以上の高齢者人口は平成30年をピークに減少してございます。今年、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となりました。後期高齢者人口も増加が続いておりますが、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時における人口推計の結果では、令和9年をピークに減少に転じる見込みでございます。また、要介護認定率や介護ニーズが急増する85歳以上の人口は、令和18年にピークとなる

見込みであり、高齢者人口や要介護認定率の推移、施設への入所申込者の実態などから、令和18年を見据えた介護ニーズの変化の把握、分析に努めているところでございます。

次に、2番目の介護施設の供給状況と今後の整備方針についてでございます。

まず、定員数でございますが、特別養護老人ホームは、定員29名以下の小規模な地域密着型特別養護老人ホームも合わせ17施設あり、定員は829名でございます。認知症高齢者グループホームは今治市内に30施設あり、定員は513名でございます。待機者の状況につきまして、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時に行いました調査結果では、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームへの入所申込者は共に減少しており、施設や時期によっては空きがあり、在宅での生活の維持が難しく、緊急性の高い方が入所を希望された場合、長い間、施設に入れない状況は解消されております。

このような待機者状況や、先ほど申し上げました高齢者人口の推移予測を踏まえた将来的な施設整備の方針につきまして、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、要介護3から5の認定者が、近年、おおむね減少傾向で推移していることを踏まえ、今期は特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームなどの入所系施設の整備を行わず、在宅サービスの充実を図っていく方針としております。

また、令和9年度から令和11年度を対象期間とする第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のため、今年度から待機者調査や人口推計の時点修正を行い、次の施設整備方針を固める予定でございます。

続きまして、3番目の在宅介護支援と家族介護者へのサポートについてでございます。

本市の家族介護支援事業といたしまして、介護用品支給事業と家族介護慰労金支給事業がございます。

1つ目の介護用品支給事業では、要介護認定で要介護4及び5と認定された方を在宅で介護されている方に、紙おむつなどの介護用品を購入できる用品券を支給し、令和7年5月末現在で254名の方が利用されております。

2つ目の家族介護慰労金支給事業では、介護保険サービスを1年間御利用されていない、要介護3、4、5の方を在宅で介護されている方に、介護度に応じて慰労金を支給しております。

また、昨年度は、認知症をテーマとした無料映画上映会を開催し、多くの方に御鑑賞いただき、在宅で介護する方を取り巻く環境への理解を深め、認知症について学ぶ機会となりました。

大変御好評いただきましたため、本年度は映画上映に併せて各種体験ブースを設置し、8月末に今治市中央公民館においてイベントを開催予定でございます。

そのほか、介護者の休息促進支援といたしまして、特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるショートステイや、食事、入浴や生活行為

向上のための支援を日帰りで受けられるデイサービスなどの介護保険サービスを組み合わせて利用することで、介護者の負担軽減につながるものと考えております。

また、相談窓口として地域包括支援センターがございます。

引き続き、高齢者や御家族の皆様を様々な方面から総合的に支援する体制を整備し、介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、在宅介護者への支援を継続してまいりたいと思います。

最後に、4番目の介護人材の確保についてでございます。

本市での取組状況といたしまして、介護現場を離れ、復職を希望しながら、現在の介護現場を取り巻く状況が分からず、一步踏み出せない方や、介護、医療に興味のある高校生などを対象に、介護技術研修会を実施しております。

また、介護人材の離職防止、定着促進のための、働きやすい職場、働きがいのある職場づくりを目指して、セミナーの開催もいたしております。

セミナーのテーマにつきましては、今治市介護保険運営協議会の御意見や、介護事業者からのアンケート調査などを基に、昨年度は特に要望の多かった外国人介護人材の雇用や各種制度の概要に関するテーマ設定を行うなど、本市の実情に合った取組を行っております。

先ほどの市長答弁にもありましたが、今年度から始まりました新たな看護師確保事業と併せまして、新たな介護福祉士人材確保事業も開始しております。新卒で介護福祉士として今治市内の介護事業所に就職された方に対し、資格取得に要した授業料の一部を5年間に分けて就職奨励金として交付することで、今治市内介護事業所への就職を後押しさせていただくとともに、市外から転入または今治市内での転居を伴って、介護福祉士として今治市内の高齢者施設に就職された方に対しましても、引っ越し費用など、勤務を開始するために要した経費の一部を助成させていただくものでございます。

今後、介護人材の確保が大きな課題となっていくことは明らかでございますので、引き続き介護人材の確保に取り組むとともに、適切な介護報酬の設定等による介護職員の処遇改善や、介護現場のニーズに合った介護DXの推進が一層浸透するよう、補助制度の拡充など、国に対し働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○片上光和総務部長 近藤議員御質問の物価高騰への取組についてお答えをさせていただきます。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した今年度の実施事業でございますが、既に6月7日から順次配布を始めております全国共通おこめ券を活用したいまばり暮らし応援券事業に加えまして、子供たちの食に着目した施策として、保育所や小中学校の給食食材の高騰による保護者の負担を軽減する保育所給食費支援並びに学校給食費支援を実施しているところでございます。

これは、育ち盛りのお子さんを抱える子育て世帯に、給食、1食当たり20円を助成することで、物価高騰の影響を少しでも緩和しようとするものでございます。

なお、去る5月27日には、国におきまして臨時交付金の追加交付が閣議決定されたところでございます。本市への追加交付額は7,200万円余りでございます。国の推奨するメニューを踏まえ、市民が安心して生活できる支援の強化に向け、その活用方法について検討し、補正予算を9月議会へ改めて御提案させていく予定でございます。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○近藤 博議員 議長。

○越智 忍議長 近藤博議員。

○近藤 博議員 以上で質問を終わります。再質問はありません。ありがとうございました。

○上村悦男議員 通告に基づき質問させていただきます。

日本の労働環境には、少子高齢化による労働人口の減少、長時間労働と過労死、雇用形態による格差などといった重要な課題がありました。これらの課題を解決するため、令和の時代に入り、働き方改革を推進するための関係法令が整備され、労働時間の上限規制や勤務間インターバル制度の導入、テレワークやフレックスタイム制の拡充、同一労働同一賃金の原則の導入などが順次施行されてきました。

教員の働き方改革についても、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、国は学校における働き方改革を計画的に進めています。

現在は、教職調整額の引上げや、働き方改革推進のための法改正の審議が行われ、6月11日の参議院本会議において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正案が可決、成立いたしました。

しかし、あらゆる分野での人材獲得競争が行われている時代において、優秀な人材を必要数確保していくためには、教職調整額の引上げといった金銭的な処遇改善ももちろんですが、勤務時間の短縮によるワーク・ライフ・バランスの向上、そして改善のための教育委員会による適切な人的、また財政的支援が必要だと考えます。

そこで、学校における教員の働き方改革について、これまでの私の経験と、現場で子供たちと日々懸命に向き合っている教員のつぶやきなどを基に、4つの質問をさせていただきます。

1番目は、今治市における教員の勤務実態と働き方改革の推進状況についてです。

文部科学省による令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の結果によれば、令和5年度の1年間を通じた教諭の時間外在校等時間が月45時間以上の割合は、小学校24.8%、中学校42.5%となっています。そのうち、過労死ラインと言われる80時間以上は、小学校1.6%、中学校8.1%となっています。さらに、令和6年3月に公表された令和4年度学校教員統計によると、病気のための離職者数は、小学校753名、うち精神疾患569名、中学校410名、うち精神疾患277名、また転職のための離職者数は、小学校2,098名、中学校1,288名となっており、どちらも調査を重ねるごとに増加しております。

そこでお伺いいたします。

働き方改革の実効性の向上のためには、在校等時間の把握、管理の徹底と、勤務記録の電子化など見える化が必要と考えます。今治市における時間外在校等時間や、離職者数から見た教員の勤務実態はどうか、また今治市ではどのような働き方改革を進めているのかお聞かせください。

2番目は、学校が特に負担を感じていると聞く給食費等の徴収業務と時間外の電話対応についてです。

給食費等の学校徴収金の徴収、管理は、国がまとめた学校・教師が担う業務に係る3分類で

は学校以外が担うべき業務とされており、令和7年6月にデジタル庁から公表された教育DXロードマップにある12のやめることリストにも学校徴収金の現金徴収が挙げられています。

令和5年10月に行われた愛媛県教育委員会による学校徴収金の取扱状況の取りまとめによると、東予教育事務所管内の小学校90校中29校、中学校46校中15校では、教員が給食費の徴収を、また小学校53校、中学校28校では、教員が未納金の徴収を行っています。今治市の場合、給食費を含む学校徴収金の徴収、管理は、教員が行っています。

次に、給食費等の学校徴収金の徴収、管理と同じように教員がストレスを感じているのが、勤務時間外の電話対応です。

松山市など、愛媛県内の幾つかの自治体では既に自動音声システムが導入されており、放課後等に電話対応することがなくなったことにより、教員は限られた時間内で仕事に専念できるようになったと聞いています。

しかし、今治市内の学校では、夜間や休日等に電話対応しているところが多くあります。命に関わる緊急の場合は致し方ないと考えますが、それ以外のものは、民間会社のように留守番電話対応にしていかなければ、教員の勤務時間がいつまでも延長され、時間外在校等時間が増えることにつながりかねません。

そこでお伺いいたします。

令和7年3月に愛媛県教育委員会が策定した令和7年度学校における働き方改革推進計画には、市町教育委員会に対して教員が徴収金を取り扱わないよう働きかけを行うことや、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化が明記されています。

教育委員会は、給食費等の徴収業務や時間外の電話対応について、働き方改革の視点からどのような認識を持ち、今後対応していこうと考えておられるのかお聞かせください。

3番目は、学校支援ボランティアの積極的な活用についてです。

学校・教師が担う業務に係る3分類のうち、基本的には学校以外が担うべき業務として、1、登下校に関する対応、2、放課後から夜間などにおける見回り、3、地域ボランティアとの連絡調整などが取り上げられています。これらの業務を思い切って学校から切り離すためには、令和6年9月に文部科学省から発出された通知にあるように、学校における働き方改革について、学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱ったり、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進したりしていくことが大切であると考えます。

そこでお伺いいたします。

今治市の場合、毎年1,000人近くの方が学校支援ボランティアに登録していると聞いていますが、活用状況はどのようになっているのか、また教師の負担を軽減するために、登下校の見守り活動などにおいて、学校支援ボランティアの方たちに今まで以上に協力していただくことについてどのように考えておられるのかお聞かせください。

最後に、4番目、学校における働き方改革を総合教育会議で議題として取り上げることに

いてです。

今回取り上げた、給食費を含む学校徴収金の徴収、管理や自動音声システムの導入などを実現するためには、初期のシステム導入経費やクラウド型電話転送サービス利用料など、多額の経費が発生します。

例えば、給食費や教材費の徴収、管理を、教育委員会が中心となっていて行っている松山市の場合は、初期のシステム導入経費に約2,500万円、サーバーリース料に毎年約500万円の経費を使っているそうです。

このように、教員が子供と向き合う時間を確保できるよう、積極的に学校における働き方改革を推進していくためには、予算提案権を持つ首長をはじめとする理事者の十分な理解がなければ実効性を伴ったものにはならないと考えます。

そこでお伺いいたします。

令和6年8月に文部科学省でまとめられた教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージでは、学校における働き方改革を一層進めるため、行政による学校問題解決の支援体制の構築など、働き方改革の実効性の向上や、次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進が求められています。

国が各自治体に求めている対応を、地域の実態を踏まえながら確実に実行していくためには、学校における働き方改革を含む、教師を取り巻く環境の整備について、今治市総合教育会議で議題として積極的に取り上げていくことが大切であると考えますが、市長はどのように考えておられるのか、御所見をお聞かせください。

以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 上村議員御質問のうち、学校における教員の働き方改革についての4番目、学校における働き方改革を総合教育会議で議題として取り上げることにに関してお答えをさせていただきます。

学校現場における教職員の働き方改革は、子供たちの学びを支え、教育の質を守るために、そして何より、教育に携わる全ての先生方が誇りをもち、やりがいを感じながら働き続けられる環境を築くために、避けては通れないテーマであると認識しております。

令和6年8月に文部科学省が取りまとめた教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージには、教員業務支援員の活用、教頭へのマネジメントの支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置、さらには次世代の校務DXの推進など、現場の負担軽減を図るための方向性が示されておりますが、こうした取組は、教育委員会だけではなく、市長部局、さらには地域や学校現場などが一体となり、同じ目標に向かって取り組み続けることで初めて実りのある改革につながっていくものと考えております。

こうした中で、既に今治市総合教育会議において教職員の働き方改革の議論は行われており

まして、例えば令和6年度の今治市総合教育会議では、前年度に教育委員から御提案があったインターネットを活用した連絡体制を実施したところ、教員の働き方改革につながったとの事例の報告があり、私からは、学校現場に即した働き方改革をさらに積極的に推進していただくようお願いしたところでございます。

今後も、教育委員会と市長部局が互いの立場や役割を尊重しながら現場の声に真摯に耳を傾け、子供が真ん中の教育という姿勢を堅持しつつ、未来を担う子供たちのため、よりよい教育環境の実現のためにできることからやってみるという前向きな思いで、教育改革、働き方改革にしっかりと取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○小澤和樹教育長 上村悦男議員御質問の学校における教員の働き方改革についてのうち、1番目、今治市における教員の勤務実態と働き方改革の進捗状況についてから、3番目、学校支援ボランティアの積極的な活用についてまで、私からお答えをさせていただきます。

まず、1番目、今治市における教員の勤務実態と働き方改革の進捗状況についてでございます。

今治市内小中学校の教員の在校等時間については、ほとんどの学校で校務支援システムを活用して把握を行っております。

令和6年度の1年間を通じた今治市内小中学校の教員の時間外在校等時間が月45時間以上の割合は、小学校31.0%、中学校28.0%であり、そのうち月80時間以上が、小学校2.7%、中学校2.0%という結果でありました。

なお、80時間を超えた教員に対しては、産業医による面接を行い、健康状態を確認しております。

離職や転職する教員は、令和6年度末で37名おりました。主な理由としては、介護12名、転職7名、役職定年4名、家庭の事情4名など様々で、時間外在校等の時間を直接の理由としない退職者が多く含まれています。

このような実態の中、各小中学校では、会議資料のペーパーレス化や、朝の欠席連絡について、電話だけでなくデジタル連絡ツールを活用するなど、ICTを活用した業務改善に積極的に取り組んでおります。

また、学年団の編制についても、ベテランとペアで学年を組むことや、副担任制を取り入れることで、若年教員が1人で抱え込むことなく、安心して相談できる体制づくりや風通しのよい職場づくりに努めているところです。

教育委員会といたしましては、以上のような取組を校長会や教頭会において紹介し、自校の取組に生かすよう、指導、助言しております。

また、学校経営アドバイザーや学校経営サポート専門官を教育委員会に配置し、管理職の支援及び学校運営全般を通して、教員の人材育成並びに学校の負担軽減につなげております。

さらに、スクール・サポート・スタッフや学習アシスタント、学校生活支援員等を各校に配置し、事務作業を担ったり、児童生徒への学習指導や生活支援等を行ったりして、教員の負担軽減につなげております。

次に、2番目、給食費等の徴収業務と時間外の電話対応についてでございます。

学校徴収金のうち給食費につきまして、99%以上が口座振替で完結しておりますが、ごく一部、口座の残高不足等により未納が発生した場合には、教員が家庭に振込を依頼しています。

愛媛県内他市の状況としましては、市職員が徴収業務を行っている自治体もあり、収納管理システムの導入や運用に多額のコストがかかるとともに、徴収業務を担当する職員の配置が必要となるなど、負担増となっている現状があるようでございます。

給食費以外の学校徴収金につきましては、約3割の学校は口座振替のみとなっております。残りの学校も基本的には口座振替を実施しておりますが、調理実習材料代や各種行事参加費など、金額が変動し、口座振替では教員や保護者に負担がかかる一部の学校徴収金については、各校の状況に応じて教員が現金で徴収しております。

今治市は広域であり、学校によって金融機関との関係や地域性が多様であるため、教育委員会や学校事務職員、金融機関を含む学校徴収金取扱業者との協議を進め、各学校における最適な徴収業務の在り方について、現在、検討を進めているところでございます。

次に、勤務時間外の電話対応についてでございます。

現在、今治市内小中学校では、緊急の連絡等に応じるため、勤務時間外においても電話対応を行っています。また、学校閉庁日の連絡については以前より、岡村小学校、関前中学校を除く全ての小中学校のホームページにある緊急連絡フォームを利用して、保護者からの連絡に対応しております。

こうした学校現場における対応状況を踏まえ、保護者とのデジタル連絡手段のさらなる活用や自動音声システムにおいては、松山市や新居浜市など、既に導入している近隣自治体もあることから、その運用状況も参考にしながら導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目、学校支援ボランティアの積極的な活用についてでございます。

学校を取り巻く状況が複雑化、多様化する中で、保護者や地域住民がそれぞれの経験やスキルを持ち寄り、学校の取組や児童生徒の成長を支えていくことは一層重要になってきております。

教育委員会が所管する小中学校には、令和6年度、学校支援ボランティアとして、小学校671名、中学校124名、計795名の方に登録していただいております。

昨年度の実績は、小学校、延べ9,621日、中学校、延べ648日、支援していただいております。

内訳としては、読み聞かせや図書の貸出業務、そのほか、登下校の見守りや授業支援、環境

整備等を行っていただいております。

特に環境整備につきましては、令和4年度より、市職員や体育館利用団体などへも協力の呼びかけをさせていただいております。令和6年度においては、226名の方に活動を支援していただきました。

教育委員会としましては、これらの活動について、毎学期行っている実態調査を活用し、学校運営協議会やPTA総会などの機会において、保護者や地域、学校で情報を共有するなど、一層ボランティアの協力を得やすい仕組みづくりに取り組んでまいります。

学校、教員、児童生徒にとって何が大事かという観点から、各学校や地域の実情を踏まえながら、さらなる働き方改革の推進へとつなげてまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 1点だけお伺いいたします。

1番目の今治市における教員の勤務実態と働き方改革の推進状況についてという中で、昨年度の離職者数について教育長から御説明がありました。御説明があった27名にはその理由が分かったわけなのですが、37名中の10名については、いわゆる健康に関することということで解釈したのでよろしいのでしょうか。

○小澤和樹教育長 お答えいたします。

残りの方につきましても、要因は様々でございますが、理由としまして様々な要因が複合する場合もございますが、直接、働き方、超過勤務等の理由による離職者、転職者はございませんでした。

以上でございます。

○越智 忍議長 再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 今回は、学校における教員の働き方改革について質問させていただきました。

私が今回この問題を取り上げた理由は、令和の時代に入り、計画的に学校における働き方改革が進められてきたにもかかわらず、先ほど、市、あるいは学校現場でも様々な取組をされているという御説明をいただきましたが、教員を取り巻く環境は年を追うごとに厳しいものになっているからです。

例えば、どの自治体でも教員採用枠は広がっていますが、人が思うように集まりません。

本年度の教員採用試験においても、佐賀県や宮崎県では志願者が定員割れしております。

このように、採用や、また今回質問させていただいた離職の問題から、教員不足の状態が今後も続いていくことになれば、学校はいわゆる開店休業の状態となり、学校に子供はいても、指導する教員が法律で定められた定数に足りない状況が生まれ、学習指導要領で定められた教育活動が適切に行われないことが当たり前になってしまうのではないかという危機感を覚えます。

国は6月13日に本年度の骨太の方針を閣議決定し、教育関係では、高校無償化の実現や教員の働き方改革などの推進などを盛り込みました。今後は、中学校35人学級の実現や学校のネットワーク改善やデジタル教科書の利活用促進など、ハード・ソフト面の両面から教育環境の充実に向け取り組むことになります。

しかし、繰り返しになりますが、私は、まずは教職員や学校を支えるスタッフの確保と教職員等の資質、能力の向上に最優先で取り組むことが大切であると考えます。

教育委員会は、教員の働き方改革のため、現在の働き方の状況を見える化し、心身ともに快適に働ける、よりよい環境の整備に向け、計画的に施策を講じていかなければなりません。

また、学校も、今まで以上に働き方の意識を変え、学校在校時は子供たちとしっかりと向き合う時間を、家庭では家族と共に楽しむ時間や自分の趣味の時間を確保するようにしていかなければなりません。

私は校長として、年度当初の職員会議でよく言った言葉があります。命より大切な仕事なし。家族より大切な仕事なし。しかし、学校では子供たちの成長のために、少しでも背伸びし、教員としての力量を高め、自分の仕事にやりがいを感じることができるよう、みんなで力を合わせて頑張っていきましょう。

今年で退職して6年になります。今まで述べた内容とやや矛盾しますが、私はいまだに、教職は聖職であるという旧来的な考え方を持っています。子供たちの輝く笑顔を見るために、夜遅くまで授業や学校行事の準備をしたり同僚と共に汗を流したりした時間は、私にとって何物にも代えられない宝物であり、教職という職業は、ほかの仕事にも決して引けを取らない、最高に魅力的なものです。

また、教員としての働き方は時代と共に変わったとしても、教員という仕事は時がたっても変わらない崇高なものであると信じております。

次代を担う子供たち一人一人が目標に向かってしっかりと学びの力を確実に身につけることができるよう、教職員が日々、喜びや達成感を感じながら子供たちと真剣に向き合う時間が確保できる環境の整備に向け、今以上に取り組んでいただけることを切に願っています。

以上で私の質問を終わります。

○谷口芳史議員 それでは、通告に従いまして質問いたします。

最初に、マイナンバーカードについて質問いたします。

マイナンバー制度が2016年に導入されて以来、もうすぐ10年が過ぎようとしております。

導入以来、行政事務の効率化以外にも、電子申請の簡略化、また保険証との一体化による電子カルテや投薬情報などの共有化も考えられております。また、運転免許証も一体化されるなど、今後ますますDX化されていく社会においても重要なものとなっております。

そのマイナンバーカードも、5年更新から初めての10年更新の時期を迎えています。知り合いの方から、更新の手続が届いたがどうすればよいかとの問合せもあり、市役所や支所に行けばよいとのアドバイスもいたしました。

先日、私のところにも10年更新の案内があり、本庁にて更新の手続をいたしました。その際に気がついたのですが、更新の案内の印刷物には、オンラインでの申請、また証明写真機での申請、また直接郵便での申請は書いているのですが、市役所などでもできることは触れてなくて、申請ID・QRコードが記載されていない場合のみ市町村窓口にて申請書を入手とあり、申請がその場でできるとはありませんでした。総務省からの案内ですので、地方自治体のことは触れていないのではないかと思います。せめて申請の不明時には地方自治体に問い合わせるようにとの一文でもあればと思いました。

そこで、これから更新の手続も多くなっていくと思われる、導入から10年近くたった今、マイナンバーカードに関して何点が質問いたしたいと思います。

最初に、1番目、マイナンバーカード保有率についてです。

マイナンバーカードは今後ますます重要かつ便利となっていくと思われませんが、現時点ではどのくらいの方が持っているのかお聞かせください。

2番目、また、私のように10年目を迎える方は今後ますます多くなっていくと思いますが、まずは、1点目、10年更新の手続が、今、どのくらいされているのでしょうか、お聞かせください。

2点目、先ほどの総務省から送られた案内文書のようなオンラインなどの手続が難しい方が多くいらっしゃると思いますが、そのような方に手続のお手伝いができる、市役所など更新手続のできる場所はどこがあるのか、現時点での場所、また今後増える予定があるのかどうかお聞かせください。

3点目、また、文書には市役所や関連施設でも手続ができることに触れていないので、本市から市民への周知が大事ですが、どのように申請場所などの周知を行っているのかお聞かせください。

次に、児童館について質問を行います。

これまでも何度か児童館について質問いたしました。

児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて健康と豊かな情緒を育むことを目的とし

た施設で、地域の子育ての重要な拠点施設です。最後に児童館について質問いたしましたのが2021年で、その後、市長からネウボラ拠点施設の発表もあり、今後、児童館の考え方も変わっていくのではないかと思います。

そこで、1点目、まず現在今治市内にある7か所の児童館について伺います。

現在、中心部に2か所、その他旧郡部に5か所残っておりますが、それぞれが地域の子育ての拠点施設として機能しています。中には、建築からかなり年数がたっているものがあります。

そこで、最初に、これらの児童館の今後の統廃合などについてどのように考えているのかお聞かせください。

2点目、また、先ほども申しましたが、ネウボラ拠点施設ができることにより、そのサテライト施設としての児童館も在り方が変わってくるのではないかと思います。今後、児童館の在り方についてどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。

次に、脳ドック、心臓ドックなどの検診についての補助について伺います。

これまでも何度か、質問、要望させていただきました。

愛媛県が心臓疾患による死亡率が高いことなどから、心臓ドックや脳ドックなど、命に関わる重要な内臓器官への検診の重要性も申し上げさせていただきました。さきの質問の答弁では、財政負担の大きいこと、特定健診の受診率を上げていくことなど、また費用助成については今後検討していくとのことでした。最近では、特定健診の受診率を上げるために、テレビなどでも、「行ってこーわい！愛媛の健診」などと、受診の重要性を訴えるCMもあるようです。しかしながら、心臓や脳などの疾患は、日常的に気をつけている方、また健診などをしっかりと受けている方でも症状が表れにくく、出たときには危険な状態となる場合が多くあるとも言われております。それゆえに、ある程度の時期に、人間ドックなどの受診で、心臓、脳の検診を受けることが重要とも言われております。

自治体の費用負担が大きいとの答弁でしたが、費用を負担することが困難な方にとって受診することもできないとも言えます。

1番目、脳ドック、心臓ドックなどの検診に対する費用の補助についてのお考えをお聞かせください。

最後にトイレカーについて伺います。

これまでも導入について質問いたしました。

同僚の渡部議員が代表質問の中でさきの林野火災についての質問をいたしましたが、避難された方の中にはトイレの問題もあったようです。高齢の方で排せつに介助が必要な方は、当然のことですが簡易トイレの使用などは問題外、施設のトイレでも、介助が必要な場合にはどうしてもトイレを占有することになり、使用することに遠慮することなどが出てしまうようです。もし福祉対応型、車椅子の使用などにも対応したトイレカーが1台でもあればと思いまし

た。

実際、障害のある方、高齢の方などで介助や車椅子の必要な方は、トイレの使用についてはそれに対応した施設のトイレも必要となります。そのような避難施設が多くあれば問題ありませんが、大規模災害など、避難者が大勢出た場合には対応できるかどうかと思います。

近年、愛媛県内ではトイレカーの導入自治体も増えており、自治体間で相互貸出しの締結もされてきており、また愛媛県も、松山市も導入し近隣自治体はほぼ導入されている状況です。災害時に近隣との相互応援もできれば台数の問題も解決できますし、愛媛県・市町連携推進プランの防災・減災対策の中には、災害時におけるトイレカー、トイレトレーラーの相互応援で応援体制構築や導入促進が必要とあります。愛媛県第2の都市である本市にもトイレカーの導入は必要であると思いますが、お考えをお聞かせください。

以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 谷口議員御質問の児童館についての1番目、今後の児童館の在り方について答弁させていただきます。

人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、人口定常化に向け、その速度を少しでも緩め、若者が将来に希望を持ち、安心して結婚、出産、子育てができるまちにするため、市長就任以来、今治版ネウボラを政策の柱に位置づけ、伴走型支援、経済的支援の両面から子育て支援に全力で取り組んでおります。

このことにつきましては、谷口議員からこれまで何度もネウボラ拠点施設に関する御質問をいただき、またしっかりと取り組むようエールを送っていただいております。おかげさまで、今治市が全国に誇れる子育ての理想郷となるよう、子育てのランドマークとしてのネウボラ拠点施設整備が、徐々にではございますが着実に進んでおります。

さて、今後の児童館の在り方のうち、1点目、今治市内7か所の児童館についてでございますが、現在、今治市内には、枝堀、本町、朝倉、樋口、菊間、亀岡、伯方の7つの児童館があります。こうした施設は、子供の居場所として、放課後や休日に工作やスポーツなどの遊びや学びを通し、子供たちの健康と心の豊かさを育む場所として、また子育ての相談や親子での利用、地域と協力して行うイベントの開催など、地域に根差した活動拠点として、大変多くの皆様に御利用いただいております。

例えば、実際に児童館を利用していた小学生たちが、中学生に、高校生に、大学生や大人となり、ボランティアとして館内行事に参加される、あるいは、結婚、出産した方が今度は親として子供と一緒に利用される、こういった形で、地域の中で児童館を拠点とした子育ての好循環サイクルが展開されているということを実感しております。

一方で、施設の老朽化問題もございます。今治市内中心部にあり、建設から50年以上経過している枝堀、本町の2つの児童館につきましては、ネウボラ拠点施設への集約を含め、その在

り方を検討する中で、枝堀児童館につきましては、ネウボラ拠点施設と同一小学校区内にありますことから、拠点施設に集約することとし、本町児童館については、今後の利用状況を踏まえて在り方を検討したいと考えております。

また、その他の5つの児童館につきましては、地域偏在という問題はあるものの、朝倉が平成12年度、樋口、菊間、亀岡が平成16年度に建設、伯方は平成22年度に改築されるなど比較的新しく、当面は大規模な改修の必要がないことから、引き続き今治版ネウボラのサテライトとしての活用に努めたいと考えております。

次に、2点目、今後の児童館の在り方についてでございます。

これからの児童館運営は、遊びの場、相談の場として、周辺部の子供たちや子育て世代が気軽に立ち寄れる身近な施設として、より一層御利用いただくための仕組みづくりが必要であると考えております。

その一つの例として、小学校に入学した児童の親が、預け先の時間の制限により出勤に影響を及ぼしてしまう、いわゆる朝の小一の壁を突破するため、児童クラブ開始前の早朝預かりを児童館が実施するよう準備を進めております。

まずは枝堀児童館で導入し、その活用状況を見ながら、他の児童館や公民館など、公共施設での実施を検討したいと考えております。さらに、児童館が近くにない地域に対しましては、児童館職員が館外で、親子教室の開催や遊びを教えるおでかけじどうかん事業を実施しており、今後はニーズに応じて、公民館や図書館などの施設においても、子供の居場所づくりとして事業展開してまいります。

私は、ネウボラ拠点施設が完成した暁には、拠点施設とともに、こうした相談・遊び場・育ちの3つのサテライト機能をさらに充実していくことも重要であると認識しており、引き続き、地域に根差した児童館活動を通じて、子育て分野で選ばれるまちづくりを進め、誰もが安心して楽しく子育てできる理想郷の実現に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○松本典久市民環境部長 谷口議員御質問のマイナンバーカードについてお答えをさせていただきます。

まず、1番目、マイナンバーカードの保有率についてでございます。

マイナンバー制度は、12桁の個人番号を基に、行政機関の情報連携を促進し、利便性の向上や行政の効率化を図る制度で、制度導入後、間もなく10年を迎えようとしております。

本市における令和7年3月末現在のマイナンバーカード保有者数は12万214人で、保有率は80.3%となっており、愛媛県内11市では第4位の保有率となっております。

次に、2番目、マイナンバーカードの更新についての1点目、10年更新の手続がどれくらいされているかについてでございます。

マイナンバーカードの有効期間は発行の日から10回目の誕生日までであり、未成年時にカー

ドの交付を受けた方につきましては5回目の誕生日までとなっております。

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始され、早い方は令和7年1月に10年の期限を迎え、更新手続きが始まっております。令和7年6月までに更新を迎える対象者は、未成年者の5年更新を含め5,422人でございますが、5月末時点で更新された方は4,854人となっており、対象者の約9割の方が更新されている状況でございます。

なお、期限までに更新されない場合は、マイナ保険証として3か月間は利用できますが、行政手続や金融機関での口座開設など、本人確認書類としての利用、またe-Taxなどの電子申請や、住民票などのコンビニ交付といった電子証明書の利用ができなくなりますので、期限までに更新するよう周知を行ってまいります。

次に、2点目、10年更新の手続きができる場所はどこかについてでございます。

現在、マイナンバーカードの更新手続きが行える場所は、本庁の市民課窓口、各支所の住民サービス課の窓口、マルチタスク車両で地域を巡回する移動市役所となっております。

そのほか、マイナンバーカードの受け取り場所が市役所や支所の窓口にはなりますが、今治市内5か所の郵便局でもカードの更新支援を受けることができます。

また、令和7年11月より、イオンモール今治新都市内郵便局においては、申請時に市役所とオンラインで本人確認を行うことにより、市役所や支所の窓口と同様に、交付時に市役所に来庁する必要がなく、本人限定受取郵便でカードを交付することができる、更新手続きが可能となるよう、本議会に議案を上程させていただいております。

なお、市役所や支所などへ移動手段がなく、本人が更新する意向をお持ちであるのに申請できない方につきましては、本市ではマイナンバーカードの出張申請受付も実施しており、御高齢の方で介護が必要な方や、障害者手帳をお持ちの方など、窓口に出向くことが困難と認められる方につきましては、希望する個人宅や社会福祉施設などに職員が直接お伺いする取組を行っていますので、市民課までお問い合わせいただければ対応させていただきます。

最後に、3点目、その周知はどのように行っているのかについてでございます。

マイナンバーカードの更新の周知でございますが、地方公共団体情報システム機構から、有効期限の二、三か月前に、各個人に有効期限通知書が直接郵送されております。市におきましては、市のホームページや広報いまばり、SNSのほかFM放送により、マイナンバーカードの手続きについては周知しておりますが、より市民の皆様に分かりやすくするために、記載内容の改善を進めてまいります。

また、多忙なため、平日に時間が取れず、開庁時にお手続きができない方がいらっしゃることから、本庁市民課の窓口においては、毎週月曜日と水曜日に、窓口業務時間を午後7時まで延長して実施しているほか、本年6月より月に2回、土曜日または日曜日の午前9時から正午まで、マイナンバーに係る窓口業務を実施しております。

今後もあらゆる機会を捉えて、市民の皆様への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○結田信吾健康福祉部長 谷口議員御質問の脳ドックなどの検診についての1番目、脳ドック、心臓ドックなどの検診に対する補助についてお答えいたします。

脳ドックや心臓ドックは、脳血管疾患や心疾患などの重大な疾患を早期に発見し、適切な治療へとつなげるための有効な検査であると認識しております。

また、本市の第3期保健事業実施計画においても、脳血管疾患や虚血性心疾患、慢性腎不全の予防、早期発見を重要な課題と位置づけ、特定健診の結果やレセプトデータを活用した分析を通じて、生活習慣病の予防に重点を置いた施策を推進しております。

脳や心臓の疾患の多くは、動脈硬化や高血圧、糖尿病、肥満などの生活習慣病が要因となることが多く、これらは、症状が表れてから治療するのではなく、特定健診を受診することで、早期発見と生活習慣の改善による予防が何より重要です。

転ばぬ先のつえと申しますように、未然に防ぐことが大切であり、本市では、生活習慣病の早期発見と、適切な受診、保健指導を通じて重症化予防に積極的に取り組んでおります。

具体的には、無料で受診できる特定健診の結果を活用し、生活習慣病のリスクが高い方を対象に保健指導を実施しております。加えて、高血圧や糖尿病、心房細動などのリスクが高い方には、医療機関への受診を促すとともに、医療専門職による電話や面談指導を通じて、生活習慣の改善につながるよう、しっかりと支援し、脳や心臓の疾患予防に努めております。

また、本年度より、特定健診を受診する全ての方を対象に、心疾患の早期発見につながる取組といたしまして、集団健診会場において無料の心電図検査を実施することといたしました。

なお、脳ドックや心臓ドックなどの専門的な検査の費用助成につきましては、現在の国民健康保険財政の厳しい状況を踏まえたと現時点での実施は難しいものの、最新の動向や先進的な自治体の事例を参考にしながら、今後の課題として引き続き検討してまいります。

あわせて、AIを活用したデータ分析など、様々な施策を検討し、市民の健康維持と疾患予防に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上 稔地域振興部長 谷口議員御質問のトイレカーについての1番目、災害時などに利用されるトイレカー等の配備についてお答えいたします。

先般の林野火災において多くの市民の方が避難を余儀なくされ、特に国分小学校には、一般の避難者に加え、福祉施設からも入居者に介護職員が付き添って避難されておりました。災害が起きると、要配慮者の方が、多目的トイレの使用に遠慮して排せつを我慢したり、避難そのものをためらったりするケースが想定されますが、こうした状況は、命を守る観点から、決して看過できない問題であると認識しております。

トイレカーにつきましては、愛媛県内でも既に9市町で導入されており、実際に宇和島市では、能登半島地震の際に多機能型トイレカーを被災地に派遣し、避難所において有効に活用さ

れたと聞き及んでおりますが、一方で、車両購入費が高く、また車検代やくみ取りなどの維持経費に加え、保管場所や平時における運用面での課題があると聞いております。

そのため、本市としましては、トイレカーの導入よりも優先し、避難者が利用可能な簡易トイレを、これまでの50人に1基以上から、スフィア基準の20人に1基以上に追加備蓄したほか、自動ラップ式トイレや車椅子対応型災害用テントも購入するなど、要配慮者への対応を進めてまいりました。

今後は、介護や介助を必要とする方々にとって使い勝手のよい介助バーや便座サポートといった支援機能が備わった簡易トイレ等の充実も図ってまいります。

現在、自治体トイレカー災害時相互応援派遣に関する協定が、全国で7府県の9市に広がっているほか、愛媛県内でも、愛媛県・市町連携推進プランの重点連携項目として、愛媛県内相互応援の体制づくりがスタートしており、今後も国や愛媛県の動向に注視しながら、災害時において顕在化、深刻化するトイレ問題の解消に向け、引き続きトイレカーなどの確保についても検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○谷口芳史議員 議長。

○越智 忍議長 谷口芳史議員。

○谷口芳史議員 児童館のことですけれども、私の娘も小さいときから中学生まで、友達と一緒にずっと児童館に通い続けているということがありました。そして、中学生になったら小さい子の面倒なんかをみながら、今はなくなりましたが波方児童館の中で、中心的な役割として一生懸命頑張ったということもありました。地域の子育て、世代を超えた子育ての重要な拠点と児童館はなってきますので、今、偏在もありますけれども、児童館をなるべく置いていただきたいのと、児童館の機能を持ったところ、公民館等を利用して、市長の答弁にありましたように、そういうものもどんどん増やしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、マイナンバーカードですけれども、手続のほうの書類のほうには何も書いてないので、昨日も実は私の知り合いのちょっと年配の方から、マイナンバーカードの更新の案内が来ましたが、これ、どうしたらええのとかいって、やっぱり問合せがありました。本当、物すごく不親切な案内ですので、市役所でもできるということを本当にしっかりと連絡していくとか、支所でもできるということをしっかりと周知していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、脳ドック検診などについても、費用が高額ということは、どうしても、脳ドック、心臓ドックの検診を受けるときは費用が高額になりますので、せめて収入の少ない方に対しての

助成はできないかどうか、検討していただきたいと思います。

トイレカーにつきましても、愛媛県の中でも本当、大きな自治体では今治市だけが、愛媛県でも導入しておりますので、相互連携もありますので、ぜひとも導入を検討していただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

以上、要望とさせていただきます。

○松浦有彩議員 初登壇いたします新人議員、新政会、松浦有彩です。私からは、災害時のペットの避難と多文化共生社会の実現について質問させていただきます。

まず初めに、3月23日より発生した山林火災において被害に遭われた皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、昼夜問わず消火活動に従事し、市民を守り、被害が広がらないように尽力していただいた皆様や多くの関係機関の方々には、敬意と感謝を申し上げます。

この山林火災によって、今、今治市民は、防災意識が今まで以上に高まっていると思います。今回、私は、当時、市民の方からペットの避難を相談されたこともあり、ペットとの同伴避難所として今治市と提携している加計学園の体育館に何度か足を運びました。避難訓練をしていた経験もあり、当日はスムーズに人とペットとの避難所がつくられました。今回の避難においては、猫が10匹と家族3世帯が避難し、十分なスペースを確保できていましたが、ペットは人間とは別室で避難しており、今回であれば、約36時間はずっと小さなゲージの中に閉じ込められているという状況でした。

もし南海トラフ巨大地震が起き、今治市全域が避難地区になった場合、同伴避難はできるにしても、この状況が何日も何週間も続くような状況では、果たしてこのペットとの避難生活はうまくいくのだろうかという疑問が湧きました。

また、ゲージは、個人が持っていなかったり備蓄がなかったりなど、ほとんど団体や個人からの借り物で賄われていました。もし、巨大災害の際、着のみ着のままペットをだっこして連れてきてしまった場合、本当に避難させてもらえるのか、どこへ避難したらいいのだろうかという疑問も湧き、改善の余地があると感じました。

ということもあり、私は、全国の被災地でいち早くペットレスキューをされ、全国で被災時の経験談を講演したり、ペット同室避難の推進活動をしているペット防災の専門家でもあるチームうーにゃん代表のうささんこと田中麻紀さんに相談しました。そして、今治市にお越しいただき、防災危機管理課とのペット同室避難所をつくれないうという協議の場に参加していただきました。

耐震があり、電気、水道などが完備されて、隔離できる場所がなかなかなく、学校の教室も後の処理の関係で使えないという返答がありましたが、彼女が見てきた限りでは、緊急時において、電気、水道などは使えないのは当然で、文句を言う住民はおらず、輪島市では、学校の一部の教室で、多様な動物と同じ空間で同室避難されており、お互いが協力し合って過ごしていたと言われておりました。

また、アレルギーの方がいるという問題がよく上がりますが、経験者の意見では、同じ避難所でも部屋と入り口が別にさえあればトラブルなく安全に過ごせる、むしろ、ペットを飼っている方と接触しただけで症状が出るなどという重度のペットアレルギーの方にとって、ペットを飼っている人と部屋を分けられることはありがたいといった意見もいただきました。

反対に、ペット別室避難になりますと、犬は恐怖心でずっとほえたり、飼い主から離れたペ

ットは不安で衰え、それを見ている飼い主も精神的にダメージを負っていたという話も聞きました。

車中で別室避難していても、ある猫は御飯を食べなくなり痩せ細っていったが、同室避難に変わると御飯を食べるようになった事例も聞きました。こういうことがよくあるそうです。

ペットの体調不良は飼い主の精神的な不安にもつながります。災害時によっては、一次災害よりも、避難所での災害関連死の死亡者のほうが多いという情報もあり、飼い主の人間の不安を少しでも軽くすることは重要だと思います。

今回も、能登半島地震の際、現地では同室避難所が開かれましたが、犬、猫など、交じって避難していたもののトラブルはなく、動物たちも飼い主のそばにいればおとなしく過ごせていたということです。

備えや命を守る行動は個々の責任ですが、命を守る、安心できる場所を確保しておくということは行政の義務だと思います。よって、私は、ペットを飼われている市民の安心のため、全国的にも広がりつつある同伴だけではなく、同室で避難できる場所をどうにか確保してほしいと思いますが、このことについての市の考えをお聞かせください。

次に、近年急速に外国人を今治市内でもよく見かけるようになり、2013年に1,936人だった今治市の外国人は年々増え続け、2024年には4,283人と、14万8,925人の人口に対し、およそ35人に1人は外国人という状況になっています。今年作成された今治市人口ビジョンから、今後も増加の傾向が続くという想定があることを踏まえても、彼らが地域住民とうまく共生できる社会を目指す必要があると思います。

ただ、多様な文化背景を持つ外国人が、日本、特に今治市に住む際に何を求めているか知ることや、彼らが住みやすい場所にしようとする必要かもしれないですが、元からいた住民とトラブルが起これないように働きかけていくことが行政や外国人労働者の雇用主にとって一番大切なことだと思っています。

やはり育ってきた環境が違う場所で生活するということは、地元のルールをすぐに徹底するのが難しいです。よって、彼らに地元のルールを分かりやすく周知したり、定期的に啓発したりすることが大切だと思います。

日本人は、郷に入れば郷に従え、規則は守る協調性を美徳として育っていますが、育った環境が違えばそうでないこともあります。

私は、海外で生活した経験から、地元住民が外国人移民によって肩身が狭くなり、様々なストレスを抱えていたのを目にしてきました。

話が大きくはなりますが、ヨーロッパでは、早過ぎた移民政策によって治安が悪くなってしまった国もございます。今治市に來られる外国人とは、そういったトラブルがないと思いたいのですが、最近では、外国人の交通事故などの事件も頻繁に起こっています。また、よくあるトラブルとして、ごみのポイ捨て、分別、騒音、共用部分の私物化や油をシンクに流すなどがあ

ります。しかし、これらは文化の違いに起因しているでしょう。実際、私も今治市内の無料キャンプ場で、夜中ゼロ時を超えても音楽を流し、大声で騒いでいる外国人団体に注意したことがあり、残念ながら注意を聞いてくれなかったというトラブルを体験したことがあります。

ただ、ほかのアジアの国では、夜中でも爆音の音楽が流れるのが日常茶飯事で、騒音の感覚が日本人とは違うのではという感じもしています。

しかし、日本にいる限りは日本の価値観で生活していただく必要があります、そのためには、彼らに分かりやすいように知らせていく必要があります。

また、今治市の公共施設の注意書き等の看板も、外国人住民だけでなく、外国人観光客にも分かるよう、外国語やピクトグラム表記で大きく分かりやすくする必要がありますと考えます。

北九州市に行った際、迷惑行為防止重点地区では、道路に路上喫煙過料1,000円とプリントされていて、分かりやすく周知していると思いました。今治市では自転車に乗る方も多いわけで、外国人だけでなく、誰でも分かるようなルールを道路上に示したり、観光地やキャンプ場など、様々な方々が使う場所には、それらを使って分かりやすくルールを説明する看板が必要と感じています。

今治市でも今年より路上喫煙禁止区域ができたので、取り入れてみてはどうでしょうか。

また、外国人が市役所で初めて手続を取る際には、日本で生活する上での決まりを説明する機会もつくってみてはどうかと提案いたします。

例えば、日本では自転車は左側通行ということを知っていますかなどのように、質問形式や絵つきで誰でも分かる注意書き一覧を作り、その場で目を通してもらうのも1つの手かと思います。

そこでお伺いします。

今後の外国人住民への日本のルール啓発についてどのように考えているのか、市の考えをお聞かせください。

また、今回の議題において市民参画課が企画している外国人向けのアンケートは、外国人が何に困っているかを知る機会と聞いていますが、今後、今治市が外国人にとっても住みやすい場所になり、外国人住民が増えてきた場合、人口増加の一手段と考えているのかということと、外国人住民増加に対しての市の考えもお聞かせください。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 2月の選挙活動中、毎朝、勝負色を身にまとい、今治市を盛り上げたいとの強い思いを御自身の言葉で語っておられた様子、私は毎朝見させていただいておりました。今日も一緒でございました。そのあなたの、議員の強い思いを受けて、私からは、多文化共生社会の実現についてのうち、2番目の外国人住民の増加に対する本市の考え方について答弁させていただきます。

私は市長就任以来、「市民が真ん中」の理念の下、今治市に新しい風を吹かせたいとの強い

思いを持って市政運営に取り組んでおります。

その第2ステージにおきましては新たに、瀬戸内の世界都市を目指すことを打ち出させていただきました。それはなぜか。合併20周年で400日以上かけ、市民の皆さんと共に様々な足元のお宝を見詰め直してまいりました。世界に誇る海事都市今治、世界の人たちに愛されている今治タオル、世界のサイクリストの憧れでもあるしまなみ海道、「世界のタンゲ」丹下健三先生が目指したまちづくり、そして世界に羽ばたくFC今治、私は、これだけの世界的な資源がそろっている地方都市は、世界の中でも今治市だけではなかろうかと思っております。このことは、世界23か国以上を旅されて、世界から今治市を見て、今治市のよさを改めて実感されている松浦議員にも御理解いただけるものではないかと存じます。

さて、多文化共生社会の実現は、瀬戸内の世界都市を目指す今治市にとりまして、当然に取り組むべき課題であると考えており、本年4月に市民参画課内に多文化・共生社会推進室を新設し、外国人住民の方にも暮らしやすさを実感していただける多文化共生のまちづくりを強力に推進することといたしております。

今治市には、本年3月末現在で、愛媛県内で2番目に多い4,385人の外国人の方が生活しておられます。御出身の国別で最も多いのはフィリピンで全体の約4割、1,901名、以下、ベトナム、中国、インドネシア、ミャンマー、ネパールの順となっております。

また、本市の特徴の一つといたしまして、外国人住民の約7割に当たる3,236名が技能実習と特定技能の在留資格者であり、溶接や塗装、鉄工など、造船・舶用工業で働く方が最も多く、次いで繊維産業、さらには建設業や介護分野など、慢性的な人材不足の問題を抱える業界にも多くの技能実習生や特定技能の外国人が従事されています。

このような状況を踏まえ、多文化共生施策を進めるに当たっての障壁は何かということを明らかにするため、既に、受入企業や監理団体、学校などへのヒアリングを開始させていただいておりますが、それに加えて、今議会に予算計上させていただいておりますアンケート調査をなるべく多くの外国人の皆さんにお願いし、潜在的なニーズも含めて把握することで、今後の実効性のある施策展開につなげていきたいと考えています。

言葉の壁が大きいのであれば、外国人住民に対しては、暮らしの中で役に立つ日本語の使い方教室を開催し、日本人住民に対しては、外国人にも分かりやすいやさしい日本語の使い方講座や、英語などの語学教室を開催するなど、外国人住民と日本人住民がコミュニケーションを取りやすくする施策を展開する必要があると思います。

また、文化や制度の壁があるならば、例えば、先日、今治市営スポーツパークで、外国人住民が主役となる国別フットサル大会、ミニワールドカップが開催されましたが、こうしたスポーツ交流も壁を突破する契機になると考えます。

さらには、地域のお祭りや自治会への参加によって、相手をお互いに理解することも可能になります。実際に、吉海地域の一部におきましては、外国人を雇用する企業とその従業員、地

域の自治会が協働して自主防災組織を結成し、災害時には外国人労働者と地域住民が避難するという共助の取組も始まっています。

本格的な人口減少社会を迎える中、今治市の地場産業が生産力を維持し成長し続けるためには、ある程度外国人労働者に頼らざるを得ない側面もあり、加えて2027年から育成就労制度が始まれば、在留資格を持った外国人労働者の増加が見込まれます。

さらに、より高度な技能を習得した特定技能2号の外国人労働者は、在留資格の更新により、家族の帯同も可能となります。

こうした労働情勢の中、熟練した技能を習得した外国人労働者にずっと働き続けてもらいたいと考える企業は多く、結果として外国人の方の増加が見込まれるのであって、決して人口増加の一つの手段として外国人を増やそうとしているわけではございません。この点は誤解のないようお願いいたします。

誰もが今治家の家族として、お互いの文化の違いを認め合い、ルールを守りながら溶け合うコミュニティが形成できている姿、これこそが今治市が目指すべき方向性だと考えています。

今後も、どなたにも選ばれるインクルーシブな社会、誰もがずっと住み続けたいと思える輝くまちを目指して、多文化共生社会の実現に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、松浦議員におかれましても、現場起点での様々な御提案をいただきますようお願い申し上げます。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○松本典久市民環境部長 松浦議員御質問の多文化共生社会の実現についての1番目、外国人住民への日本のルールの周知と啓発についてお答えをさせていただきます。

本市には、サイクリストの聖地しまなみ海道があり、令和9年には日本で初めてとなる自転車国際会議「Velo-city」が本県で開催されることが決まりました。現在、市道北宝来近見線に自転車専用通行帯を設ける工事を実施してございます。

日本の一時停止の道路標識は逆三角形ですが、国際的には八角形が一般的であり、ナショナルサイクルルートを持つ本市に国際的な道路標識を併設することができないか、関係行政庁に働きかけを始めたところですが、このように、一時停止の標識1つを取っても、我が国と他の国のルールや習慣に違いがあり、初めて我が国で暮らす外国人住民が戸惑うことは多くあると認識しております。

本市の外国人住民の7割を占める技能実習や特定技能の在留資格者については、入国後に講習が義務づけられており、日常生活に必要な日本語教育や、マナー、ルールなどの指導が行われています。

さらに、特定技能基準省令の一部を改正する省令により本年4月から、地方公共団体は、特定技能外国人が所属する企業に対し、例えば、交通、ごみ出しのルール、医療、公衆衛生や防

災訓練、災害対応、地域イベント等といった共生社会実現のための施策の協力を求めることができるようになりました。

それを受けて本市でも、企業に属している外国人住民に対して、所属先を通じ、必要に応じてルールやマナー啓発について協力を要請していくこととしております。

また、留学生については入学時に、我が国の生活上のルールやマナーについてオリエンテーションが行われています。

そのほか、本市では、外国人相談窓口の設置場所、事件や火事、救急時の連絡先、ごみ出しルールなどの情報はもちろんのこと、騒音防止やポイ捨ての禁止、交通ルールといった、我が国で守らなければならない法令上の制約やマナーについても解説した今治市生活ガイドブックや、今治市の家庭ごみの分け方・出し方概要チラシを、多言語化してホームページ上に公開しています。

なお、先ほど松浦議員からお話のありました路上喫煙禁止区域については、英語の併記やピクトグラムを活用したステッカーを設置する準備を進めているところでございます。市営キャンプ場などの公共空間においても、誰もが分かりやすい注意喚起の方法を引き続き検討してまいります。

今後は、企業や学校などに属している外国人住民に対しては所属先を通じて、またこれらに属していない外国人住民に対しては、住民登録手続きの際や、今治市国際交流協会のイベントなどの機会を捉えて、本市で生活する上でのルールやマナーを記した多言語対応のチラシに二次元バーコードを入れるなどして配布し、今治市生活ガイドブックなどへの掲載サイトに御案内する取組を進めてまいります。

以上でございます。

○村上 稔地域振興部長 松浦議員御質問の災害時のペットとの避難についての1番目、ペット同室避難所の導入についてお答えいたします。

今治市では、愛媛県内の他自治体に先駆け、ペットとは別室になりますが屋内で収容可能な同伴避難所として、岡山理科大学今治キャンパス体育館を指定しております。今回の林野火災においては、ニーズや要望を受けて開設し、指定後初めて3世帯7名と猫10匹が避難されました。

ペットを飼っている方にとってペットは大切な家族であり、避難所でも同じ部屋で過ごしたいというニーズがあることは理解しております。同室避難が可能であれば、飼い主の安心感につながるだけでなく、避難をためらい被災するリスクを回避できるほか、ストレスの軽減、災害関連死の抑制にもつながる可能性があると考えられます。

しかしながら、ペットと同じ部屋で過ごす同室避難所の開設事例は全国的に少なく、愛媛県内での事例もございません。

また、一般の避難された方の中には、動物アレルギーをお持ちの方、鳴き声や臭いなどに対

して不安を抱かれる方、動物が苦手な方もおられます。

そのため、一般避難所においては、飼い主とは別にペットを避難所の屋外で飼育する同伴避難を原則としておりますが、ペットを自宅に置き去りにせず、迷わず一緒に避難するよう、出前講座などを通じて周知・啓発活動を行っているところです。

避難所は様々な方が共同生活を送る場所であり、公共施設を同室避難所として設置するには多くの課題がありますが、平成30年7月豪雨災害に見舞われた岡山県倉敷市、昨年1月の能登半島地震があった石川県輪島市のように、緊急的な措置として同室避難所を開設した事例もございます。

ペットと避難される方への環境改善に努めるため、今後も、国や愛媛県、他市の取組を参考にしながら、学校等の空き教室などを同室避難所のスペースとして活用できないかどうかを含め、様々な課題について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○松浦有彩議員 議長。

○越智 忍議長 松浦有彩議員。

○松浦有彩議員 市の考えや取組についてよく分かりました。

今治市では、ペットと共に同伴避難をどこでもできるように現在なっておりますが、周知が行き届かなかったのか、今回は桜井公民館で同伴避難を断られたと私に相談がありました。今治市では全域でペット同伴避難ができることは素晴らしいですが、場所の確保や周知の徹底も事前にしておく必要があると感じました。

実際、今回の山林火災の際も、ペットを飼われているお年寄りが、一緒に避難できないから避難しないといって、火の手が近かったにもかかわらず避難しなかったという話も聞きました。人間がいち早く避難するということは大切ですが、子供のようにかわいがっているペットを置いては避難できないという方々がいるのも事実です。

そんな方々が安心して自分の命を守ってもらうためにも、共に同じ場所で安心して過ごせる避難所をぜひ開設していただきたいと思います。ぜひ調査研究を引き続きよろしく願いいたします。獣医学部がある今治市でいち早くペット同室避難所を開設することは意味があることだと思います。

また、多文化共生におきましても、まだ今治市では事件などは起こっておりませんが、愛媛県外では外国人トラブルが頻繁にある地域もあったり、宗教の違いもあったりと、市民も気になっている案件だと思います。やはり、お国によってルールは違うため、これぐらいよいだろうという認識が異なることは仕方ないことですが、郷に入れば郷に従えというもので、郷に従っていただかないと住民トラブルが起きかねない。それを事前に少なくするために、市政にも

働きかけていただきたいと思います。

看板はなるべく大きく分かりやすくつくっていただくことをお願いして、私からの質問を終わらせていただきます。